

令和3年度第1回山梨県森林審議会 会議録

1 日時：令和3年11月1日（月）午後1時30分～3時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野公夫、佐藤繁則、志澤美香、神宮寺守、棚本佳秀、辻一幸、豊前貴子、古屋利枝、前山堅二、若狭美穂子、若杉純子、若林一明

（事務局）林政部長、林政部技監（2名）、林政総務課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長

4 傍聴者等の数 1

5 会議次第

（1）開会

（2）林政部長挨拶

（3）県職員紹介

（4）森林審議会会長挨拶

（5）議事

（6）閉会

6 会議に付した案件

- ・富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画の変更について【公開】
- ・森林環境保全基金事業第3期計画（素案）について【公開】
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について【公開】

7 議事の概要

司会（伊川森林整備課課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます、森林整備課の伊川です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をお願いいたします。お手元の配付資料一覧のとおり、本日の次第、委員名簿、座席表、議事資料として資料1-1「富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更について」、資料1-2「地域森林計画書（富士川上流森林計画区）（案）」、資料1-3「地域森林計画（変更計画）書（富士川中流森林計画区）（案）」、資料1-4「地域森林計画（変更計画）書（山梨東部森林計画区）（案）」、資料2「森林環境保全基金事業第3期計画（素案）」について、資料3「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」、参考資料としまして、森林審議会に係る規則等をお配りしております。不足がある場合は、事務局にお申し出ください。

それでは、ただ今から、令和3年度第1回山梨県森林審議会を開催いたします。

森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は12名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告致します。なお、森林審議会の審議は公開となっております。後日、県庁ホームページにおいて議事録の閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席を用意しております。

それでは、次第に従いまして、林政部金子部長から御挨拶を申し上げます。

金子林政部長：

（挨拶）

司会：

次に、本日は令和3年度第1回目の森林審議会となるため、県職員を紹介いたします。

（県職員紹介）

続きまして、森林審議会会長から御挨拶をいただきます。社会長、よろしくお願いいたします。

社会長：

（挨拶）

司会：

ありがとうございました。次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により会長が当たることとなっておりますので、社会長、よろしくお願いいたします。

議長（社会長）：

議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員については、議長から指名をさせていただきます。豊前委員さんと、若杉委員さんの御両名、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。まず森林法第5条に基づいて樹立又は変更する地域森林計画については、森林法第6条第3項により知事が森林審議会に意見を聴かなければならないこととなっております。

これに基づいて、知事から諮問がありました富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

上野森林整備課長：

(資料1-1、1-2、1-3、1-4により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。ここで質問があればお受けしたいと思います。今までの内容について、疑問点などがありましたら聞いてください。いかがでしょうか。

委員：

資料1-1、11ページの前計画の実行結果について、主伐材積が計画45万5,300m³に対して、実績は37万8,600m³の83%の実行具合となっています。10ページの人工林の齢級別構成を見ますと、12齢級で約250万m³、15齢級までに約600万m³の蓄積があるわけです。これに対して、主伐材積の計画量が45万m³ということは、10%以下ということです。山には色々な条件の箇所がありますので、この10%という数字が、将来資源がもっと増えていくという良い傾向としてとらえるのか、又は木材として利用可能な材積がこれだけあるのに10%以下しか計画できないという悪い数字としてとらえるのか。計画のサイドではどうお考えになっているのかお伺いします。

議長：

事務局から回答してください。

上野森林整備課長：

人工林資源が充実している現状に対して、今回の計画量がどのような性質があるのかという質問ですが、今回の計画量は、全国森林計画に伐採計画量などが示されておりますので、それを踏まえて算出しました。木材生産をメインにするとすれば、せつかく増えてきている蓄積があるので、さらに伐っていこうという側面もあるかと思えます。他方で、資源があるから伐れば良いというものでもなくて、需要とセットで考えていかなければならないという面もございます。また、伐採すれば、山梨県の場合は該当しませんが、例えば九州の方で大面積に伐採してその後再造林がされないというような課題もありますので、まず公益的機能を確保するという点と、他方で木材の需要も増えてきていますので、木材生産と両立できるような妥当な計画量ではないかと、当方では認識しています。

議長：

よろしいですね。では、他にありますか。

委員：

24ページの地域森林計画の変更事項②の上の方で、全国森林計画の変更に伴う計画量の変更で、造林面積を富士川中流が3,257haから2,544haに減らして変更することになったということですが、この内訳として、人工林を183ha増やして天然更新を896ha減らすと書いてあります。人工造林は分かるのですが、天然更新を減らすことで造林面積が減ることが分かりにくいので、天然更新について説明をお願いします。

議長：

事務局からお願いします。

上野森林整備課長：

人工造林は、伐った後に苗木を植えるものです。天然更新は、例えば、伐った後に笹が生えていたら更新しませんので笹を刈り払いつつ、残っている母樹から自然に種が飛んできたりするものを生かして、極力コストをかけずに更新を図るというものです。また、もともと稚樹が生育している場合も

ありますので、なるべくそういった自然の更新力を生かして成林を図るのが天然更新です。

委員：

天然更新すると、天然林になるということですか。

上野森林整備課長

基本的には複層林や天然生林になります。人工造林をした場所であっても、植栽ではなく外から飛んでくる種子により更新したり、もともと林内にあった稚樹を生かして天然更新を図る手法もございます。

委員：

分かりました。

上野森林整備課長：

それから、天然更新面積の減ということについては、全国森林計画においても、計画量が大幅に減りました。5年前に全国森林計画が策定された際には、国としては、「もっと天然更新をやっていきましょう」ということでしたけれども、全国的に進んでないという状況もございまして、国の方で大幅に天然更新の面積を減らしております。この全国森林計画の計画量に即して、当県においても天然更新の実行歩合が低いことも踏まえて、実態に即した形で天然更新の面積を減少させています。

議長：

では、その他いかがでしょう。

委員：

11 ページの実行結果の中で、林道開設の実行歩合が 28%と低いという説明があって、本編の計画書 15 ページにも同じことが書いてあって、森林作業道の整備が積極的に行われたから林道の進捗率が低くなっていると説明されています。林道と林業専用道と、森林作業道というのは、もちろん性格が違うということと、お金の出所も違うでしょうし、事業主体も違うという中で、ストレートにこれが結びついて 28%になるということがよく理解できないので、説明をいただければと思います。

金丸治山林道課長：

路網計画については、山梨県林内路網整備計画において、林道と作業道を組み合わせて整備目標を立てています。今回の実行量は 21km と少ないのですが、路網全体ですと作業道が 65km あり、林道と合わせて 86km になりますので、路網整備延長としては、概ね達成したと考えています。

委員：

数字を足し算すればそうなりますが、お金の出所が違いますよね。事業主体の問題で、県営林道は県が、森林作業道になれば森林の育成に積極的な方が開設するというので、開設する事業主体が違います。お金の出所が違う中で、計画的に予算を取っているわけでしょうから、その兼ね合いを説明していただければ分かりやすいと思います。

金丸治山林道課長：

路網整備の実行結果の評価については申し上げたとおりですが、林道の延長については、開設工事に伴う崩落等の計画変更や労務単価の上昇などにより、期待したほど延長が伸びなかったという要因もありまして、進捗率が低くなっております。

委員：

概ねそれで結構です。

議長：

次の方、どうぞ。

委員：

18 ページの森林の整備に関する事項の施業合理化の部分について、意欲ある森林所有者の集約化などの推進を図るところの現時点での進捗具合と、新たな森林経営管理制度を活用し管理不十分な森林について市町村が主体となって適切な管理経営を推進するところの進捗具合を、教えていただきたい。また、新しい県立農林大学校で、どのような人材育成を検討しているのかを教えてください。

上野森林整備課長：

施業の集約化につきましては、私有林面積のうち約2割で経営計画が作成されています。今後とも、認定面積を増やしていこうということで、現在取り組んでいるところです。

2点目の森林経営管理制度につきましては、対象森林のある26市町村については、全ての市町村において現在取り組みを進めているところです。先ほど説明させていただきましたけれども、財源として国から森林環境譲与税が譲与されていますので、そちらを活用しながら森林整備を進めていきたいと考えています。農林大学校の件については担当課長から説明します。

深水林業振興課長：

農林大学校森林学科につきましては、来年4月に開校予定となっております。人材の育成方針ですが、現場で即戦力となって、将来的には森林組合や林業経営体の中核を担う人材を育成することとしております。このため現在、カリキュラムなどの検討を行っているところでございます。2年制の学校として、年間10名の定員になっております。1学年に10名ずつ、20名の定員になっておまして、林業経営体等で働き、山梨県の林業の中核を担う人材を輩出して参りたいと考えております。

委員：

ありがとうございました。

議長

他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員：

18 ページの森林の整備に関する事項の中で、一番下に低コスト作業システム普及のためのオペレーター養成、作業路作設の研修等を実施するとありますけれども、これは今まではなかったけれども、これから新しく取り込まれるというものですか、それとも従来からされているものでしょうか。

深水林業振興課長：

今までも林業機械や作業システムにつきましては、森林総合研究所で研修を行っております。今後につきましては、先ほど申しましたとおり森林学科も開講しますので、そちらで就業者に対しても、こういった研修を実施して参りたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。

議長：

では、次どうぞ。

委員：

間伐の実績についてお聞きしたい。主伐は経済的な面で売れるか売れないかがあるので実績が左右されると思いますが、間伐は適正な森林管理ということで計画してあると思います。間伐材積の実行歩合が67%で、間伐面積では60%になっています。これは、しっかりした計画を立てて遅れた森林整備を進めていくというのが間伐なのでしょうけれども、これが遅れているということは、手入れ不足の森林が増えることになるかと思います。これを解消する対策として何かありますか。

それから、現在、伐り捨て間伐はどうなっていますか。森林環境譲与税で市町村が伐り捨て間伐をできますか。その辺りのことを教えてください。

議長：

事務局どうぞ。

上野森林整備課長：

間伐材積の目標については、地域森林計画では個別の事業地を積み上げて計上したものではなく、全体の森林資源の状況から間伐材積等の目標値を定めているものでございます。御指摘のとおり手入れ不足の森林の解消というのは重要な課題だと考えておりました。県の森林環境税で荒廃森林の整備を行っています。この施策を通じて、手入れが遅れている人工林の整備を進めていきたいと考えております。

あわせて、森林環境譲与税を財源として、市町村も新たな森林経営管理制度のもとで森林整備をできることになっておりますので、そこは両輪として進めていきたいと考えております。

その上で、資源の有効利用という観点からも、手入れが遅れている人工林であっても、きちんと使えるものは使いながら荒廃森林の整備を進めていきたいと考えています。

委員：

峡南地域をはじめ、平らでない場所も多いわけです。利用できるものは利用するという事は十分分かりますが、どうしても搬出できない場所があると思います。森林環境譲与税で森林整備を行う場合には、その辺りのことを勘案していただければありがたいと思います。

上野森林整備課長：

地域、地形によって、当然搬出できる場所もあれば搬出できないところもあるということは理解しております。今回お示した地域森林計画においても、傾斜に応じた施業の方法等を示しておりますので、画一的な森林整備ではなく、地域や地形の状況に応じた森林施業を進めて参りたいと考えております。

議長：

次、どうぞ。

委員：

森林の整備に関する事項の施業合理化について、新たな森林経営管理制度を活用し、管理不十分な森林について市町村が主体となって適切な管理経営を推進するという事で、経営管理制度がスタートして3年目を迎えています。森林環境譲与税も2億円からどんどん増えて、来年も増えていく状況の中で、市町村は責任を持って所有者に代わって森林を整備していくということです。しかし、今ま

で、26市町村において環境譲与税を活用した森林整備があまり進んでいないと見ています。

まず、意向調査は進んでいると思いますけれども、最初に意向調査があつて初めて森林所有者の考え方、動向が分かるわけです。それがないと前に進まない中で、市町村が基金へ積み立てて、もう3年ですから、あまり進捗していないのが現状ではないかと思えます。

それを、県が今回の計画の位置付けの中で、政府があり農林水産大臣があり、地域の森林計画ということで知事が地域森林計画を定めるわけです。その下には市町村において、市町村森林整備計画を作成する。その下には、森林経営計画で個人の所有者が自ら行う伐採や造林計画等を考えているわけです。

そこで、この県の計画、市町村の計画を作る上において、市町村を的確に指導して、県と市町村の計画の整合性が保たれるような計画にしていかなないと、森林整備そのものが進んでいけません。森林所有者が、山に関心が無くなっていることは事実です。だからこそ、法律において市町村が代わって森林整備をするということですので、今後の森林行政を担っていく上で一番大事になってくると思えます。県の計画、市町村の計画の連携を密にさせていただきまして、適切に計画に指導をしていただきたいと思います。

議長：

事務局、どうぞ。

上野森林整備課長：

貴重な御意見ありがとうございます。まず、現状から説明させていただきます。森林経営管理制度について、先ほど26市町村が既に準備も含めて取り組んでおりますと申し上げました。具体的には、26市町村のうち23市町村は、既に意向調査を実施しております。また、令和2年度末までに4自治体で、既に意向調査を経て実際に森林整備が行われました。今年度はさらに増えて、12市町村で森林整備を行う予定となっております。

ただ、市町村の数は増えていますが、面的な広がりはまだまだでございます。市町村の事務が法律で位置付けられたから市町村だけに任せるのではなくて、御指摘のとおり、県が一緒になって取り組んでいかなければ進まないと認識しております。御存知の方もいらっしゃると思いますが、全市町村が会員になっている森林協会という組織がありまして、そこが市町村の意向調査等をサポートしており、そこに森林整備課の職員も常駐して、市町村の森林整備が進むように対応しているところです。

御意見のとおり、県と市町村が一緒に、これまで以上に連携を密にして取り組まなければ解決できないものだと思っております。そこはしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

議長：

他にありますか。よろしいですか。質問や意見も多く出たところでございますので、質疑を終わらせていただきます。なお、事務局においては、本日の意見等を踏まえ、富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更をお願いいたします。委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、いよいよ来年から、森林環境保全基金事業第3期計画の期間に入りますけれども、その素案について議題といたします。これは審議事項ではありませんが、計画の素案について報告するものです。事務局から説明をお願いします。

信田林政総務課長：

(資料2により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。令和4年度から向こう5年間に執り行う森林環境保全基金事業であります。これらの内容について、御質問、御意見がありましたら、どうぞお願いします。いかがでしょうか。

委員：

7ページ、第3期計画の策定にあたっての考え方の森林環境税を活用した事業の方向性について、引き続き三つの基本施策に基づき事業を推進しますとあります。この中で、木材・木質バイオマスの利用促進について、現状として利用促進だけではなく、例えば、今回のウッドショックなどで木質バイオマスや木材に利用できるものが確保できなくなってしまうたり、大きな発電所などができることによって持続的に供給できない、又は昔のように森林資源が減ってしまうような、持続可能な形にならないということが危惧されます。ですので、第3期計画を策定するに当たっては、持続可能な木質バイオマスや木材の利用促進の方法とか、持続可能な社会全体で考える仕組みにしていきたいと思えます。

もう一つ、8ページの(1)の荒廃森林再生事業から(4)まで事業があり、どれも重要だということとは分かるのですが、どれを最優先に考えられているのかを伺いたい。

また、8ページの2、木材・木質バイオマスの利用促進は、具体的にどういった事業内容なのか、もし決まっているようでしたら教えていただきたい。まずは、現状の山の様子がどうかと、そのポテンシャルと需要先がどのくらいあるのかということを調査していただいて、それが持続可能な形で継続していける仕組みを検討していただけたら良いと思えます。

議長：

3点、質問がありました。それぞれ事務局から答えてください。

信田林政総務課長：

まず、優先順位の話でございますけれども、9ページ右下に総事業費で3期計画では26億2,000万円ありまして、そのうち基本施策の①荒廃森林の再生に22億6,100万円ということですので。もともと森林環境税は1万9,000ヘクタールに及ぶ荒廃森林の解消を大きな目標としていますので、こちらが一番優先されるものでございます。

深水林業振興課長：

最初に御意見いただきました木材・木質バイオマス資源の利用につきまして、持続可能な考え方で取り組んで欲しいということについては、県税事業以外に、例えば森林環境譲与税を使って木材の利用促進、例えばサプライチェーンの構築などに取り組んでいるところでございます。県税事業におきましては、3つ目の質問にもありましており、第3期から、バイオマス資源を利用促進していこうという新たな事業を考えているところでございます。これは、伐採時に発生する末木枝条という細かな枝葉などがなかなか利用されていないという現実がありますので、これらの利用を促進するための事業になります。具体的な内容につきましては、現在、庁内で検討しているところでございます。

議長：

他にいかがでしょう。

委員：

4ページの甲斐の木づかい推進事業で、学校施設等に木の良さを知ってもらうために県産材を使った学習用の備品を導入する助成を実施したとあるのですが、これはどこの学校に、例えばどのエリアの学校に提供して子供たちの意識を醸成したのかという質問が一つ。

それから、日本全国で労働力不足や高齢化があつて、いろいろなところでIT技術が利用されてい

ると思いますが、林業の中で I T を使って林業の振興をする観点の事業というのを考えていらっしゃるのでしょうか。以上の二つの質問です。

深水林業振興課長：

甲斐の木づかい推進事業については、小中学校や幼稚園などに子供達が使う県産材を使った机、椅子の導入に対する支援を行ってきたところでございます。第 1 期第 2 期合わせまして、14 市町村で 19 施設に対して助成を行ったところでございます。

上野森林整備課長：

林業において I C T を導入してという話については、例えばドローンを使ったり、デジタル情報の活用が他の分野で進められておりますので、遅れをとることなく政策を進めていくということです。

現在、具体的なものはまだ申し上げられませんが、方向性としては、林業でもデジタル化を進めて、効率化を図っていこうということで取り組んでいるところです。

委員：

ありがとうございます。子供たちに学習用の備品を提供する取り組みは、木の良さを子供の頃から知る良い取り組みなので、ぜひ続けていただきたいと思います。

議長：

ありがとうございました。次の方どうぞ。

委員：

9 ページの基本施策②の県産材の利用促進について、基本政策①に比べて予算が少ないですけども、先ほどもウッドショックというお話が出ましたが、今、建築業界は木がなくて困っていて、木の金額も数ヶ月で数十万円ほど上がってしまって、資料の中に、今、伐るのにちょうど良い森林が沢山あるというのもあって、とてもうらやましい話だったので、できれば予算を取っていただいて、県産材を一般的な建築に使えるような普及の方法というのも盛り込んでいただけたらと思います。現在はどのような取り組みをされているのでしょうか。

議長：

今の質問に対してお願いします。

深水林業振興課長：

県税事業におきましては、県産材の利用促進として先ほどの説明のとおり事業を実施してきました。木材利用に関しましては、他の事業を使って実施をしております。先ほども触れましたけれども、住宅を建てる場合に、木材の生産から加工流通、建築に至るまでの関係事業者に対して、企業グループを構成していただきまして、それに対する流通の効率化に対して助成などを行っているところでございます。

委員：

そうすると、そのグループに加入しないと利用しにくい状態ということでしょうか。

深水林業振興課長：

この事業につきましては、流通を合理化して県産材の円滑な利用促進が図れるようにということを実施しております。

委員：

分かりました。ありがとうございます。

議長

では、次の方をお願いします。

委員：

先ほどの質問と関連するのですが、甲斐の木づかい推進事業を利用させてもらおうとしたことがあるのですが、半額の助成ということで、県産材の机や椅子がとても高額なので、半額を自分たちで負担しなければならないということで無理でした。沢山の団体に助成できるよう半額補助ということだったので、もう少し助成していただくとさらに使いやすくなると思いました。

もう一つは、先日も武田通りのセブンイレブンにイノシシが出て怪我をしたという事件がありましたけれども、鹿とか猪とかが増えていて、それに伴ってマダニに刺された、ヒルに噛まれたということが年々増えてきている。少し前は子供たちも裸足になって森の中を遊び回ることができたのですが、今はとてもそんなこともできなくて、とにかく肌を出さずに遊ぶ、ヒルやマダニから身を守ることがすごく重要になってきています。武田の森にも一般の方もよく散策にいらっしゃいますけど、ヒルに噛まれたマダニに刺されたという被害が増えています。これを見ると、森を動物の食害から守るということは言われているのですが、動物たちを守るための森を整備するという視点を広げて欲しいと思います。動物たちが下の方に来なくてもいいように、奥山を整備して生物の多様性を守るということだと思っております。動物たちの環境を守るために森を整備するという視点を入れていただくと、更に良いと感じました。

議長：

2点について事務局どうぞ。

深水林業振興課長：

甲斐の木づかい推進事業の補助率につきましては、限られた予算の中で、多くの子供たちに机、椅子のぬくもりなどを感じていただきたいということで、申し訳ないのですが、補助率は2分の1とさせていただいております。

上野森林整備課長：

動物の保護も含めた生物多様性の視点もというお話でしたが、基金事業では、資料で説明したとおり、アンケートなどで荒廃森林の整備に対するニーズがあるので、まずはそれを優先的に取り組みたいと思っております。また、こうした森林整備によって環境が好転するということもあります。例えば、里山林の再生事業では、繁茂している里山林を再生することによって森林の見通しが良くなり、見通しがよい空間、バッファーを作ることによって、里に下りてくる鹿を防ぐ効果もあると聞いております。里山林の再生を通じて、そのようなことも図っていきたいと思います。また、時間はかかるかもしれませんが、現在、税事業で取り組んでいる荒廃森林の再生による針広混交林化、広葉樹の森づくりが、長期的には野生動物が生息しやすい環境づくりにも繋がると思います。そういった視点も踏まえて森林整備に取り組んでいきたいと考えているところです。

議長：

よろしいですか。先ほど、森林環境譲与税の部分で説明がありましたが、県税事業だけではなくて、甲斐の木づかい推進事業が市町村の譲与税事業の対象ということで、その辺の検討も必要ですね。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは多くの質問、意見が出たところでありますけれども、この内容で新年度からの県の事業について検討していただきたいと思っております。

協議を進めます。続きまして、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況についてを議題といたします。審議事項ではありませんが、現在の進捗状況を報告してください。事務局、説明をお願いします。

信田林政総務課長：
(資料3により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。それでは、ただ今の内容について質疑を行いたいと思います。御質問、御提言等がありましたらどうぞ。いかがでしょうか。これは、目標年次が令和11年度ということですね。内容等について、どうでしょう。

委員：

基本的なことをお伺いします。2枚目の数値目標の木材生産量33万5,000m³というのは、丸太材積ですか。

深水林業振興課長：
丸太材積です。

委員：

製材用途の木材生産量の7万7,000m³というのは、丸太材積ですか。

深水林業振興課長：
丸太材積です。

委員：

木材製品出荷量の9万8,000m³というのは、製材所を通して製材された板材などとして確保されたものという意味ですか。

深水林業振興課長：
そのとおりです。

委員：

ありがとうございました。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょう。何か御意見がありましたらお願いします。

委員：

この推進プランの実施について、大いに期待をしています。これに関して、実施計画を作る予定があるのですか。特に期待することは、地域ごとに森林計画区域が決められており、3区域ごとに特にここはこういう年度にはこうしていくというような実施計画が作られるのかどうかについて伺いたい。

議長：

事務局をお願いします。

上野森林整備課長：

地域森林計画に関する御意見だと承知しております。富士川上流区域については、今年度策定して来年度から 10 年間の計画です。この計画をよりどころにして、計画区域内の各市町村が市町村森林整備計画を樹立する仕組みになっております。樹立の年度は異なりますが、富士川中流地域、山梨東部地域の計画区についても、同じように 5 年ごとに 10 年計画で作っておりますので、樹立年度に同じように見直します。

地域森林計画制度においては、これらの流域ごとに計画を作ることになっています。市町村森林整備計画は、地域森林計画と同じように 5 年ごとに 10 年計画を作ります。県と市が同じタイミングで、県で今回来年度から 10 年間の計画を立て、それに基づいて計画の管内に含まれる市町村が、同じように来年度から 10 年間の計画を立てるという仕組みになっております。

議長：

よろしいですか。その他どうでしょう。

委員：

2 ページの数値目標の林業の新規就業者数について、41 人から 57 人となっているのですが、これは 1 年間に 16 人ほど増やして行って、10 年間で 160 人ほど林業に関わる人を増やすということですか。

深水林業振興課長：

平成 30 年度の年間 41 人から徐々に増やしていき、令和 11 年度に年間 57 名の新規就業者を確保する目標になっております。

議長：

よろしいですね。他にいかがでしょうか。それでは、質問、意見も出尽くしたようですので、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況については、以上で終わらせていただきます。

本日は、審議事項として 1 議題、報告事項として 2 議題の話し合いが行われましたが、一括して、この際、何かありましたらどうぞ。

委員：

審議会の資料を事前に自宅に送付していただいております。県の方で委員に気を使っているのではないかと思いますけれども、会議でまた同じものが配られていて非常に無駄だと思います。気を使ってもらいたいですが、次回から自宅へ配布した資料をそれぞれの委員さんが持って来るというふうにしてもらえば、資源の無駄遣いにならないと思います。ぜひ、そういう点を配慮していただきたいと思います。要望です。

議長：

よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど予定の時間も来ましたので、ここで終了させていただきます。

沢山の御質問、御意見、ありがとうございました。以上で議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会：

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして本日の森林審議会を終了させていただきます。

次回、第2回の森林審議会でございますが、12月17日、金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上